

令和 8 年度利根町省エネ家電買替促進事業（物価高騰交付金）実
施要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、省エネルギー性能に優れた家電製品への買替を促進し、エネルギー等の価格高騰の影響を受けている町民の負担軽減及び地域経済の活性化を目的として、予算の範囲内において利根町省エネ家電買替促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、利根町補助金等交付規則（平成 5 年利根町規則第 4 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （１） 省エネエアコン 産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項に規定する日本産業規格 C9901（以下「日本産業規格 C9901」という。）に基づく省エネルギーラベルの目標年度が 2027 年度のもので、省エネ基準達成率が 100%以上のもの。
- （２） 省エネ冷蔵庫 日本産業規格 C9901 に基づく省エネルギーラベルの目標年度が 2021 年度のもので、省エネ基準達成率が 100%以上のもの。
- （３） 省エネ家電 前 2 号に掲げる機器をいう。
- （４） 買替 自らが居住する住宅に現に設置されているエアコン又は冷蔵庫（以下「旧家電」という。）を新たに購入した省エネ家電に設置し直すことをいう。
- （５） 町税等 住民税，固定資産税，都市計画税，軽自動車税，国民健康保険税，介護保険料及び後期高齢者医療保険料をいう。

（補助対象者）

第 3 条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （１） 第 6 条第 1 項に規定する申請書の申請日において、本町の住民基本台帳に記録されていること。
- （２） 補助対象者が属する世帯の構成員（以下「構成員」という。）に町税等の滞納がないこと。
- （３） 構成員が当該補助金及び他の地方公共団体から類似の補助金等の交付を受けていないこと。

- (4) 旧家電を令和8年4月1日から令和9年1月31日までの期間に特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に基づき適正に処理していること。

（補助対象家電）

第4条 補助金の交付対象となる省エネ家電(以下「補助対象家電」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 新品であること。
- (2) 買替であること。
- (3) 令和8年4月1日から令和9年1月31日までに購入したものであること。
- (4) 実店舗又は事業所（以下「事業所等」という。）で購入したものであること。
- (5) 申請日において設置が完了していること。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象家電の購入に要する費用から次に掲げる費用を除いた額に2分の1を乗じた額とし、5万円を限度とする。

- (1) 附属品、設置及び配送に係る費用
- (2) 買替に伴う機器の処理に係る費用
- (3) 商品券、割引券、クーポン券又は販売店等のポイントで支払った費用

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は1世帯あたり1回限りとし、複数台購入した場合はその金額の合計とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、令和8年度利根町省エネ家電買替促進事業（物価高騰交付金）補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和8年9月1日から令和9年2月26日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 令和8年度利根町省エネ家電買替促進事業（物価高騰交付金）補助金に係る誓約書兼同意書（様式第2号）
- (2) 補助対象家電のレシート又は領収書の写し（購入日、購入事業所等の名称及び所在地、補助対象家電の情報（製造者、商品名、型番等）並びに支出の内訳記載のあるものに限る。）
- (3) 補助対象家電の製造者が発行した当該補助対象家電に係る保証書の写し

(4) 申請に係る買替に伴う機器の処理に係る家電リサイクル券排出者控の写し（排出者氏名、お問合せ管理票番号及び品目の記載があるものに限る。）

(5) 振込先口座番号等が確認できる書類の写し

(6) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、補助金の交付申請の総額が予算の範囲を超えるときは、当該予算の範囲を超える日をもって、補助金の交付申請の受付を終了するものとする。この場合において、当該予算の範囲を超える日に複数の交付申請があったときは、当該予算の範囲を超える日に当該交付申請を行った者について抽選を行い、予算の範囲内において受け付ける交付申請を決定するものとする。

（補助金の交付決定等）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付及びその額を決定し、令和8年度利根町省エネ家電買替促進事業（物価高騰交付金）補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、必要に応じて条件を付することができる。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、補助金の交付を不適当と認めるときは、令和8年度利根町省エネ家電買替促進事業（物価高騰交付金）補助金不交付決定通知書（様式第4号）（以下「不交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。ただし、町長は、前条第2項後段の規定により抽選を行った結果、落選となった者に対する結果の通知は、不交付決定通知書により通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により補助金の交付及びその額を決定したときは、速やかに当該補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 町長は、前条第1項の規定による交付決定通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

（補助金の返還）

第9条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（財産の処分の制限）

第10条 交付決定者は、補助金により取得した省エネ家電を当該交付決定の日から起算して6年間、返品し、譲渡し、交換し、貸付け、転売し、廃棄し、又は担保に供してはならない。ただし、天災等による破損等自己の責めに帰すべき事由以外により補助金の交付を受けた省エネ家電を処分する場合にあつては、この限りでない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条、第8条、第9条及び第10条の規定については、同日後も、なおその効力を有する。